

表1 ビザンツにおける Ktetorika Typika

起草年	文書名	起草者	対象施設	施設所在地	
826以前	Diatheke	Theodoros Stoudites	Stoudion修道院	Constantinople	
826以後	Hypotyposis	同上	同上	同上	
955以後	Nomothesia kai Diatheke	Pavlos	Latmos修道院	Latmos島	
c. 970	Hypotyposis	Athanasiros	Lavra修道院	Athos山	
c. 970	Typikon	同上	同上	同上	
970以後	Diatyposis	同上	同上	同上	
971/2	Typikon	Johannes Tzimiskes	Nea Gephyra修道院	Athos山	
1027	Diatyposis	Nikodemos	Constantinos IX Monomachos	Lascademon	
1045	Typikon	Constantinos IX Monomachos	Monomachos	Athos山	
1054	Hypotyposis	Timotheos	Theotokos Evergetis修道院	Constantinople	
1077	Diataxis	Michael Attaleiates	Ptochotropheion	Rhaldestos	
1083	Typikon	Gregorios Pakourianos	Christ Pantokrator修道院	Constantinople	
1085-1106	Diataxis	Manuel (Tiberiopolis主教)	Theotokos tes Petritziotisses修道院	Backovo (in Bulgaria)	
1091	Hypotyposis	Christodoulos	Theotokos Eleousa修道院	Stroumitza (in Macedonia)	
1093	Diatheke	同上	St. Johannes修道院	Patmos	
c. 11世紀	Codicil	同上	同上	同上	
1112以後	Hypotyposis	Johannes	St. Sabas修道院	Palestina	
c. 1118	Typikon	Eirene Doukaina	St. Johannes Prodromos	Monachelon (Const.北隣)	
1136	Typikon	Johannes II Komnenos	Iou Phoberou修道院	Constantinople	
1143	Hypomnema	Leo (Nauplion主教)	Theotokos Kecharitomene修道院	Constantinople	
1143以前	Typikon	同上	Christ Pantokrator修道院	Aenos近傍	
1149以前	Typikon	Lukas (archimandrite)	Theotokos tes Areias修道院	同上	
1152	Typikon	Isakios Komnenos (sebastokrator)	St. Salvatore修道院	Messina	
1158/59	Typikon	Athanasiros	Theotokos Kosmosoteira修道院	Aenos (Thracia)	
1159/60	Hypotyposis	Phlantropinos	St. Mamas修道院	Constantinople	
1162	Typikon	Nicholas	St. Nicholas ton Kasoulon修道院	Otranto近傍	
1195以後	Typikon	Nikephoros Mystikos	Theotokos ton Eliou Bonon修道院	Nikαιa	
1210	Diataxis	Sabas the Serbian	Karyes所在修道院	Athos山	
1214	Typike diatheke	Neilos (Tomasia主教)	Theolokos tou Machairas修道院	Cyprus	
1247	Diataxis	Neophytos Enkleistos	Enkleistra修道院	Cyprus, Paphos	
c. 1248	Typikon	Maximos	Theotokos Skotelones修道院	Philadelphia (in Lydia)	
c. 1280	Typikon	Nikephoros Blennymedes	Emathia修道院	Ephesus近傍	
1282	Typikon	Michael VIII Palaiologos	Archangel Michael修道院	Auxentios山 (in Chalkedon)	
13世紀末	Typikon	同上	St. Demetrios ton Kellibaron修道院	Latmos山	
13世紀末	Typikon	Theodora Palaiologina	Lips修道院	Constantinople	
c. 1312	Typikon	同上	Kossas kai Damian修道院	Constantinople	
1332	Diataxis	Eirene Laskarina	Christ Philanthropinos修道院	Constantinople	
c. 1345	Typikon	Palaiologina	Joachim (Zichnal都主教)	St. Johannes Prodromos修道院	Menoikeos山 (Serres近傍)
1360-74	Epiteleutios homilia kai hypotyposis	Theodora Palaiologina	Theodora Palaiologina	Theotokos Bebala Elpis修道院	Constantinople
c. 1398	Typikon	Makarios Choumous	Makarios Choumous	Nea Mone	Thessalonike
c. 1400	Kanonikos typos	Marchos	Charisianites修道院	Constantinople	
c. 1410	Typikon	Athanasiros Meteriotes	Metamorphoseos修道院	Meteora	
1417	Diatheke kai typike paradosis	Manuel II Palaiologos	Neilos Damias	Athos山	
			Theotokos Pantanassa修道院	Baenia (in Crete)	

ビザンツ中後期の社会・経済構造を分析する上で、一群の修道院文書がその重要な史料・素材となることはよく知られている。それらは、世俗法・教会法等の規範史料や、歴史・年代記等の記述史料からは窺い知ることのできない、帝国の社会経済的実態をダイレクトに照らす史料として、これまでの研究史においても、極めて重要視され、活用されてきた。⁽¹⁾ 小稿は、その修道院文書中の「カテゴリー」である typikon, — a (『設立文書』)を取り上げ、その出現の経緯、社会的性格、記事内容等について概略的に紹介し、その史料的有効性をめぐって若干の考察を行おうとするものである。なお、以下の考察は、ビザンツ中後期に関するより包括的な研究のための準備作業の一端であるから、具体的な文書事例やその記事内容、また各文書に反映された個別修道院の社会的境遇等についての立ち入った紹介は、後日に期すことをお断りしておきたい。

ビザンツ中後期の文書『テュピコン』をめぐって

大月 康弘

typikon と称される文書には、上記『設立文書』のほかに、いわゆる狭義の『典礼書』があり、コンスタンティノープル大教会のそれが有名である。しかし、最も一般的であるのは、いわゆる ktetorika typika, τυπικὰ κτητορικά と称される『設立文書』であり、これには、一九世紀以来、個別文書の校訂・出版作業を通じて、多大な関心が注がれてきた。⁽³⁾ ktetorikon の原語である ktetor, — res の原義は「所有者」の意であり、typikon, — a は「規定 (書)」とでも訳すべき言葉である。⁽⁴⁾ すなわち、ktetorika typika とは、「施設所有者により定められた規定書」といった意味の文書である。

ビザンツでは、西欧中世の「私有教会」にも比すべき宗教施設の私的「所有」が比較的広範に見られたが、とりわけ私有修道院については、その運営からそこに住む修道士の日常生活のあり方に至るまで、一定の規律が必要とされていた。⁽⁵⁾ これまでに九世紀から一五世紀にかけての五〇件弱の typikon 事例が明らかにされているが、表一に見られるように、それらに冠された呼称は、必ずしも typikon に統一されているわけではない。diatheke, diataxis, hypotyposis, hypomnema 等の呼称をもつ文書群、研究史上同一「カテゴリー」の文書として扱われている。地域的広が

りとしては、コンスタンティノープルとギリシア（アトスを含む）地域のものが圧倒的に多く、他は、小アジア、キプロス、シリア・パレスティナ、あるいはまた北バルカン、シチリア地域の事例が数件報告されている。⁽⁶⁾これら文書を主たる素材としてビザンツ中後期の修道院制度の展開について検討を加えたE・ヘルマンやR・ジャナン、また、史料としての *ktetorika typika* について近年概観を行ったG・ガラタリオトウーらによれば、これら文書は、ビザンツにおける修道生活の実態を直截に浮かび上がらせるドキュメントであり、また、修道院なる存在のビザンツにおける社会的位相の解明にも手懸かりを与えてくれる資料なのである。⁽⁷⁾

II

ビザンツでは、教会施設の設立・拡充といった事業が、古来、基本的に俗人有力者層の活動に依存していた。この事態は帝国の滅亡期に至るまで変わらず、皇帝や皇后をも含めて、有力俗人貴族の多くが、修道院や慈善用の諸施設（救貧院や老人收容施設等）を設立し、それを一族のいわば「家産」として「所有」した。ユスティニアヌス法典以来のビザンツの法規範においては、教会施設やそれに付与された物的財貨は、神に献納されたものとしてその性格を変えることはできず、寄進行為が為された後には「世俗財産」が定着するのである。⁽⁸⁾

修道規律の起草ないし受け入れは、修道院設立に先立つて要請される伝統的な条件であった。そこで、この時期以前には、口頭による *typos, paradosis* (=規範) が各修道院を律していた。ところが、10世紀に発生する「カリステイキア」(=教会施設管理の俗人委託) 制度、特にそれが次第に恵与者（皇帝・教会権威者・政府高官）による単なる利権分配の様相を呈する中で、新規施設の *typika* 起草が定着するのである。⁽⁹⁾

ka の定着を、施設の「独立性」に対する設立者の配慮の発生との関連において捉えようとする。彼らによれば、それ以前には、口頭による *typos, paradosis* (=規範) が各修道院を律していた。ところが、10世紀に発生する「カリステイキア」(=教会施設管理の俗人委託) 制度、特にそれが次第に恵与者（皇帝・教会権威者・政府高官）による単なる利権分配の様相を呈する中で、新規施設の *typika* 起草が定着するのである。⁽¹⁰⁾

修道規律の起草ないし受け入れは、修道院設立に先立つて要請される伝統的な条件であった。そこで、この時期以後、施設設立者は、法廷で開陳され得る文書としての *typikon* の起草をもって、自らの施設の防衛を日論んだ。実際に多くの文書事例が、世俗、教会を問わずあらゆる権力からの当該施設の「独立・自治」 *eleutheron, autexousion, autodespoton* を宣明する。文書起草の背後に設立者の自衛的意図が看取されるのはけだし確かであり、このモチベーションとともに、10世紀以降、修道院の「規律」は、各施設設立者により施設の設立時に文書として起草され、定められることが一般的となつたと考えられるのである。⁽¹¹⁾

一二世紀の代表的な教会法学者テオドロス・バルサモンは、かかる修道院の「独立」宣言が、公教会機構への実際的な不服従に利用されることに懸念を表明する論陣を張っている。バルサモンによれば、呼ぶところの「独立・自治」

kosmika katagogia に戻すことはもちろん、理論上譲渡不可能でもあった。しかしながら一方で、宗教施設は、一種の「法人」として、耕地やそれに所属する農民・家畜等の「生産財」を所有する経済主体を構成し、当該施設の「所有者」に対し、あるいはまたそれが自治的施設の場合には、その共同体員に対して、少なからぬ物質的利得をもたらしていくのである。施設とそれに所属する聖職者は、理論上、在地の主教の精神的支配のもとに置かれたが、施設に対する物権は、設立者家族にその留保が認められ得たのである。⁽¹²⁾ 施設の設立・「所有」は、一族の「魂の安寧」のために行われることが建て前であったが、また一方で、その有力なインセンティブの一つとして、この経済的利得への願望が存在したことは間違いない。⁽¹³⁾

さて、ビザンツには、決定的な拘束力を有する一定の『修道規則』が存在しなかつたから、ある者が修道院を設立した場合には、それは独自に『規律』を持つ必要があった。ビザンツ帝国において修道院文書が叢生するのは10世紀以降のことであり、*typikon* の場合もまた同様である（表1参照）。それ以前の時期に属するものも皆無ではないが、10世紀以降、とりわけ一世紀より一四世紀のものが、その大半を占めている。これは、通説が説く修道院とその所領の量的拡大の時期と概ね一致する。⁽¹⁴⁾ ヘルマン、ガラタリオトウーらは、この10世紀における「書かれた」*typikon* やオトウーらは、この10世紀における「書かれた」*typikon* によってよ。

autodespoton の施設が在俗教会・公教会機構に従わないのは、明かな違法であった。彼の見解では、文書 *typika* は、その規定が世俗法・教会法の規範内にあるという根本原則からして、本来的に教会法の一部と考えるべきものなのであった。しかし他面、ビザンツの「私有」宗教施設は、その物権的保護に関する限り、公教会機構との関係よりも帝国行政機構との関係が深かった。各 *typikon* にも、時の皇帝により発給され、当該施設に対する免税特權付与を伝える黄金印鑄付文書 *likrion* や *prosphore* (の「写し」) が添えられていることが少なくない。皇帝との関係はこの文書発給の場面のみであつたようであるが、しかし、これら施設は、日常的な法的事項の全てについて、世俗行政機構（コンスタンティノープル市総督の事例が多い）の援助を求め、その行政的管轄下に置かれていたのである。

III

要するに、10世紀以降定着する文書 *ktetorika typika* とは、修道院の「所有者」 *ktetor* (施設の設立者、ないしはその直近の後継者) によって起草される私的文書であり、修道院の儀礼事項、運営のあり方、修道士が服するべき日常的行為等について定めた『規律書』であると同時に、施設に特定された財貨の保全を目指す法的文書であった、と言つてよい。

さて、その際起草者には、その規定内容が教会法内に留まるという原則において、記事内容とその構成について、相当の自由裁量が許されていた。写本伝承中の変容の可能性を割引いて考えても、文書呼称の恣意性に反映される形式の不統一は、文書形式・記事構成に関するものである。実際、幾つかの文書事例を管見しただけでも、文書の長さ、形式、内容とも、バラエティに富んでいるのが了解されるし、各文書を構成する記述の順序にも、一定のタイプがあるとも思われない。もちろん、この記述順序の不統一には、各校訂者による文書の再構成作業に伴う相違もありうるから、ここで断定的なことは何も言えないが、それでも、文書作成段階での起草者の自由裁量の幅の広さを想像することは十分可能である。

しかし、文書形式の多様性にも拘らず、『設立文書』としての性格から、それらに共通する記事内容を類型化することは可能である。一般に、tykikonには設立者の「遺言」という側面⁽¹⁶⁾もあつたから、その自伝的叙述が含まれること多かつたし、施設に特定する財貨を明証する本来的必要から、その一覧が付されることが常であつた。従つて、typikonには、総じて以下のようないくつかの記事内容が見られるのである。(一)『規定書』(狭義のtypikon)。本来の意味での「修道規定」に相当する記事であり、修道院長hegoumenosの選出要領、他の役職者(財務担当者oi-

院の出現、という三段階で捉え、各段階の事情を解明する上での主要素材として、この史料カテゴリーを多面的に利用した。

てもたらされた政治的安定は、教会寄進・教会施設設立活動を再び活発化した。この時期は、また教会機構の側でも、各教会・修道院が不動産の獲得に努めたから、前述のように、この時期以降「聖界所領」の著しい拡大が見られたのである。一方、一一世紀は、マケドニア朝の皇帝專制・官僚統治体制が世紀半ばまでに完全に弛緩して、内外とも激動に見舞われた時代であった。上記「カリステイキア」も、富裕な施設をも対象としてまさに「濫用」されつつあった。しかし、内外を通じての政治的・社会的混乱が「世俗財産」を不安定にする中で、「神聖化」された財産が持った相対的な安定性が、かかる修道院建設をなおも惹起していたのである。実際、typikon をはじめとする修道院文書群の叢生と、教会・修道院所領の増大は、一一世紀¹⁷以降のビザンツ社会を特徴付ける現象の一つともなっている。

一一世紀半ばの社会的混乱の時期から、いわゆる「帝国の構造的転換」なる事態が進行したことは、広く指摘されている。帝国の「皇帝專制的統治」はこの時期以降圧倒的に後退し、帝国の支配構造は、アレクシオス・コムネノスの登極に至って「属州封建貴族層」の連携体制へと移行し

た、といった謂である。コムネノス朝初期三代の皇帝（アレクシオス、ヨハネス、マヌエル）の努力は、この支配構造の上に立つ帝国最後の輝きであった。そして、マヌエルの死（一一八〇年）後、一二世紀末より、相次ぐ異民族の侵入と地方貴族層の割拠により、帝国が「崩壊」への道筋を辿ることは、周知の通りである。それは、糺余曲折を経て、一五世紀半ばのオスマン朝による「滅亡」にまで至る道筋であった。

帝国のこの「集権的統治体制の崩壊過程」は、「属州貴族層による地方分権化」の侧面とともに、「教会・修道院の大所領主化」という側面を持っていた。ヘルマンが中後期ビザンツ修道制の第三段階として指摘する独立大修道院の叢生という事態は、まさにこの側面を説明する現象であった。ヘルマンの関心は、一貫してビザンツ修道制の展開に置かれるが、これとの関連で小稿で重要なと思われるのが、ビザンツにおけるいわゆる「ギリシア化」の問題である。⁽¹⁸⁾ 支配下のスラヴ諸族の帝国からの脱落と、異民族の相次ぐ侵寇を前に、ビザンツ人のあいだに「ヘレニズム」、「Ἑλληνισμός」⁽¹⁹⁾ の再発見が為されたとの認識は、広く支持されている。そしてその際、オスマン朝下の「ファナリオテス」を指摘するまでもなく、この時期以降の「ビザンツ人」とその後裔である「ギリシア人」たちが、政治的にも社会的にも結集し、自らのアイデンティティーを保持したのは、

四

ヘルマンは、時代情況を解明する史料としての *ktetoria typika* の可能性を本格的に試みた先駆的研究を残している（註7 参照）。彼は、ビザンツ中後期における修道院制度の展開を、（一）一一世紀の修道院の叢生と修道院所領の拡大、（二）それに伴い発生した荒廃施設管理の俗人委託制度（＝「カリステイキア」の発生と、一一世紀におけるその「濫用」（＝富裕施設を対象とした単なる利権分配制度への変貌）の展開、（三）一二世紀後半以降に見られる独立大修道

10

ほかならぬ「オルトドクシ一教会」のネットワークのもとにおいてであった。

もちろん、単なる一文書カトゴリーをぬぐる粗雑な覚書きの中やいのよくな乱暴な図式化を行はりとは危険極まりなく、いの課題もまだ、公教会機構と上記「独立修道院」との関係、これら教会網と俗人貴族層、また公権力との關係についての実態解明作業とともに検討されなければならない。しかし、中後期シザンスにおける「キリスト教化」の問題を考えるいわゆる教会・修道院組織とその所領の増大という現象は、極めて興味深い問題を提起していると思われるのである。小稿で取り上げたtypikaもまた、俗人有力者層と教会・修道院、また公的權力を結ぶ結節点として、いの脈絡の中でのいわば現場資料としての性格を有してい。ゆえに、いの文書と世俗法、教会法との内的関連や、帝国行政制度の中でのその運用の実態等々、検討すべき諸点は多い。けだし我々は、シキソフ中後期に開わる從来の研究史を整理する中でtypikaを含めた修道院文書の活用のあり方を改めて考えねどり、これまでも「皇帝專制体制の崩壊」「封建化」なる圖柄の中で安易に捉えられてきたいの時期の趨勢をもたらす、「世俗的政權力秩序の弛緩」の中での「ギリシャ化」「教会・修道院ネットワークの残存」という問題視角から、改めて全体として捉え返してみる必要があるかも知れぬ。

- (1) *Gesundheitswesen und Wohltätigkeit im Spiegel der byzantinischen KlosterTypika*. München, 1983.
レガシイの基盤である。
- (2) Du Cange, *Glossarium ad Scriptores mediae et infimae Graecitatis*, 1688, p. 760-1. E. A. Sophocles, *Greek Lexicon of the Roman and Byzantine Periods*, 1887, p. 694. κτητορ,—res τε 輸語 κτάσιμος = possideo からの派生語である。
- (3) 例えば、最新の研究成果である John Philip Thomas, *Private Religious Foundations in the Byzantine Empire*. Washington, D. C., 1987. が参考。
- (4) A. M. Talbot, Typikon, Monastic Art. in "The Oxford Dictionary of Byzantium" Vol. 3, 1991. 例えば、ハベタントイヘーネのもの、中世、トルコを含むギリシャ地盤のもの、ハサウエーのものなど。
- (5) Emilio S. I. Herman, Ricerche sulle istituzioni monastiche bizantine. Typika ktetorika, caristicari e monasteri (liberi). *Orientalia Christiana Periodica* 6 (1940) p. 293-375. Raymond Janin, Monachisme Byzantin au Moyen Age. Commende et Typika (Xe-XIVe siècle) *Revue des études*
- (6) *byzantines* (REB) 22 (1964) p. 5-44. Catia Galatariotou, Byzantine Ktetorika Typika: A Comparative Study. REB 45 (1987) p. 77-138.
- (7) Thomas, op. cit. τε τε 読白神の語釋元には、Stifterrecht in der morgenländischen Kirche. Wien, 1888. が参考である。
- (8) 例へば、拙稿「シキソフ帝國における教会寄進と國家権力」『史学雑誌』101-11' 一九九一年、116-119頁を参照。
- (9) しかしながらtypikaが、非認修道院を越えて一般の社会的影響力を持つだいとは知らねでいる。例へば、六世紀に創られたペレスティナの聖サバス修道院の『修道規則』は、その後数世紀にわたって、他の修道院が『規則』を作成する際の模範となる。あるいは『イオルサレムのテュムロン』なる俗称でその名を受け入れられた。まだ、九世紀前半の聖テオドロス・ストラテイテスの修道院の『規律』は、シザンス世界ばかりでなく、遠くローマにも大いに影響力を持った。Janin, op. cit., p. 16. H. G. Beck, *Kirche und theologische Literatur im byzantinischen Reich*. München, 1959. p. 253.
- (10) Beck, op. cit., p. 252 f. その起原を山口龍也

- （ベネ修道院の『修道院記』に於く、その成立の組織
は「ヘレニズム時代の修道院」である。

(12) Ostrogorsky, *op.cit.* 1948 Peter Cahranis,
Monastic Properties and the State in the
Byzantine Empire. *Dumbarton Oaks Paper* 4
(1948) p. 51-114.

(13) Herman, *op. cit.*, p. 316-347. 1948 p. 312-315.
Galatariotou, *op. cit.*, p. 87. 1948 Janin, *op. cit.*, p.
9-15.

(14) ベネ修道院の修道院の組織は、修道士からの獻譲
による、財産が起る弊病の typikon の範囲を定める
もの。Johannes Tzimiskes, Constantinos
IX Monomachos, Manuel II Palaiologos の範囲
に於ける。いわゆる「厳密な範囲」の ktetorika
typika とされる、おもに黙示録的組織のものであ
る。Galatariotou, *op. cit.*, p. 84.

(15) Galatariotou, *op. cit.*, p. 88. Rhalles/Potles,
Syntagma tōn theiōn kai hierōn kanonōn... Vol. 2.
Athen, 1852. p. 236.

(16) 「近世」 我國での『聖書』としての文書カテ
ゴリーの研究が出現する。井上赳一「遺
物からみた 11 世紀ギリシャ貴族の「ヘ」」(前川
和也編著『民族・中華・修道院』)「ネルゲト聖書」
の動向には注意を要する。

(17) 中後期ビザンツにおける「クレリカル」の問題
は、文人層における意識と行動のノベルで、最近我
国でも注目された。藤繩謙三編『ギリシア文化の遺
産』(極端社、一九九二年)所収、根津由喜夫「十一
世紀ギリシャ宫廷の政治文化」、井上赳一「ギリシャ
帝国の滅亡」とギリシア文化の変遷」。

(18) 取り合はず、スヴォロノフ『近世ギリシア史』
の収録を含む「ヘ聖書」がある。

(成城大学専任講師)